尾張旭市立東中学校校長 川本 幸則

台風等異常気象時における登下校について

陽春の候、皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろは本校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、昨年度の気象業務法の改正に伴い、「特別警報」の運用が開始されました。

つきましては、台風等異常気象時における生徒の登下校について、改めて以下のように対応する ことといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 暴風警報発令時(従来通り) -

尾張旭市を含む愛知県に「暴風警報」が発令されたとき、生徒の登下校は次のとおりです。

1 登校前

①発令中	登校しない。(自宅待機)
②午前6時30分までに警報が解除	平常通り登校する。
	(給食中止の場合:弁当持参)
③午前6時30分~11時の間に警報が解除	
○ 十 同 0 時 3 0 万 ~ 1 1 時 0 同 (C 音報 M)	
	(給食中止の場合:必要に応じて弁当持参)
④午前11時以降警報が継続されている場合	登校しない。(休校)

- 2 在校中に発令された場合
 - ○授業等を直ちに中止し、生徒は下校します。
 - ○戸外の通行で危険があると認められた場合は、学校に待機させる場合もあります。
 - ○必要に応じて、緊急メールにて連絡します。

・特別警報が発令された時(新規)

尾張旭市を含む愛知県に「特別警報」が発令されたとき、生徒の登下校は次のとおりです。

- 1 登校前
 - ○登校しない。
 - ○特別警報解除後も、学校から連絡があるまでは登校しない。
- 2 在校中に発令された場合
 - ○授業を直ちに中止し、学校での状況判断により、「学校待機」または「保護者への引き渡し」のいずれかを行う。なお、「学校待機」中に、特別警報が解除されても、安全が確認されるまでは学校にて待機させる。
- ※特別警報については、下の気象庁ホームページをご覧ください。

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/

※在校中に暴風警報・特別警報が発令された場合は、生徒への対応を緊急メール等で連絡いたします。 学校は安全確保第一で対応しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

保護者の皆様へのお願い

◎保護者への引き渡し

出迎えの保護者の方は、ご来校の上、教室までお越しください。

尚、自家用車の場合は、正門から入り運動場に駐車してください。※南門は、出口とします。

◎危険箇所の通報

道路の冠水、河川の氾濫、電線の切断、塀・石垣の倒壊、火災発生等、生徒が通行するのに危険と思われる状況がある場合、その旨を学校へ連絡してください。

(お問合せ先:東中学校 教頭 10561-54-6511)